

4文科高第2012号
令和5年3月29日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大学を設置する各地方公共団体の長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
殿

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示等の公布について（通知）

この度、別添1のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和5年文部科学省告示第34号。以下「改正告示」という。）が、別添2のとおり「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めることとされた分野に関する告示」（令和5年文部科学省告示第35号。以下「分野告示」という。）が、それぞれ令和5年3月29日に公布されます。

今回の改正は、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（令和4年8月薬学系人材養成の在り方に関する検討会）において、将来的に薬剤師の供給が過剰となること等に鑑み、地域の需要に応じて地域における薬剤師の不足を解消するための人材養成を行う場合を除き、薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び収容定員増を抑制することが提言されたことを踏まえ、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準等に関する所要の規定の整備を行うものです。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 改正の概要

1 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

(平成15年文部科学告示第45号) の一部改正

(1) 薬剤師の養成に係る大学等の設置及び収容定員増の抑制

臨床薬学に関する学部及び学科の設置（大学の新設を含む）並びに当該学科における収容定員の増加を抑制すること。（第1条第1項第5号関係）

(2) 抑制の例外

臨床薬学に関する学科の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であって、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第4条第1項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするもの（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、当該計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものに限る。）の審査については、第1条第1項第5号の規定を適用しないこととすること。（第1条第6項関係）

(3) 抑制の例外の場合における認可申請の審査における観点

抑制の例外の場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第1条第6項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、医療介護総合確保法第4条第1項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うこととすること。（第4条関係）

(4) 組織再編又は統合の場合における特例

既設の臨床薬学に関する学部又は学科を廃止し、その職員組織等を基に臨床薬学に関する学部又は学科の設置若しくは既設の臨床薬学に関する学部又は学科の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該臨床薬学に関する学部又は学科に係る入学定員等が、廃止する既設の臨床薬学に関する学部又は学科に係る入学定員等の合計（既設の臨床薬学に関する学部又は学科の収容定員増の場合にあっては、廃止する既設の臨床薬学に関する学部又は学科及び収容定員増を行う既設の臨床薬学に関する学部又は学科に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第1条第1項第5号の規定に関わらず、認可を行うことができることとすること。（第6条関係）

(5) 施行期日等

① 施行期日等

この告示は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、認可の申請のうち、令和7年4月1日前にされた令和7年度以降に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請については、改正告示第1条及び第4条の規定の例により、その審査を行うこととし、令和5年10月1日から施行すること。
(附則第1条関係)

② 経過措置

令和7年度に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請のうち、令和5年10月1日において当該申請についての意思の決定及びその内容の公表（当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。）並びに当該臨床薬学に関する学科の設置等をするために必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、改正後の規定を適用せず、なお従前の例によることとすること。
(附則第2条関係)

③ 検討規定

改正告示の施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第3条関係)

2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第1項第4号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野に関する告示の制定

(1) 薬剤師の養成に関する分野の追加

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第1項第4号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野に、新たに薬剤師の養成に関する分野を追加することとし、当該分野について以下のとおり定めることとすること。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

(2) 施行期日等

この告示は、令和6年3月1日から施行することとすること。なお、平成17年文部科学省告示第51号（学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による分野を定める件）は、令和6年2月29日限り、廃止することとすること。

第2 留意事項等

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、将来的に薬剤師の供給が需要を上回り薬剤師が過剰となること、ひいては待遇面を含む就職先の確保が困難であることや優秀な学生の確保に対する懸念が示されたことを受けたものである。このため、改正告示及び分野告示の施行前に、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増を申請しようとする大学においても、改正の趣旨を踏まえ適切に対応されたいこと。具体的には、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用）」を確認の上、地域的な人材需要の動向等を踏まえた上で対応されたいこと。

また、「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」（令和4年8月薬学系人材養成の在り方に関する検討会）においては、「各大学においては、入学定員充足率が低いことに加えて、標準修業年限内の卒業率・国家試験合格率が全国平均を大幅に下回る大学も存在しており、教育の質の維持・確保に課題がある」とこと、「社会環境の変化を見据えて求められる資質・能力を身に付けた質の高い薬剤師を養成するためには、入学者の確保・選抜の在り方のみならず入学後の教学マネジメントの確立や教員の確保をはじめとする教育の実施体制、進路指導等の出口管理までの全般にわたり、教育の質を向上させるための取組を充実・強化する必要がある」とこと等が指摘されている。各大学においては、同とりまとめの内容を十分に踏まえ、薬学部教育の改善及び充実に努められたいこと。

(2) 薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準

当該基準については、現在、厚生労働省において、病院や薬局における業務の需要等を勘案した薬剤師の偏在指標の検討を進めているところであり、当該内容を踏まえ改めて定めるものであること。

(3) 医療介護総合確保法第4条第1項の都道府県計画その他の計画

臨床薬学に関する学科の設置又は収容定員増を申請しようとする大学については、医療介護総合確保法第4条第1項に基づく都道府県計画や医療計画等の都道府県が作成する計画に基づき、人材需要の見通し及び人材育成の必要性について明らかにすること。認可申請にあたっては、地域における薬剤師の需給見通しを踏まえた養成すべき人数等の客観的な根拠を明らかにすることが必要であること。特に、収容定員の増加を申請しようとする大学については、増加する収容定員数は、都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加を行うことにより算出される収容定員数の增加分に限られるので留意されたいこと。認可申請においては、以上の内容がわかる資料の提出を求める予定であるので、都道府県担当部局と十分に連携の上、対応すること。

(4) 地域における薬剤師確保のための教育内容

地域における薬剤師確保のための教育内容は、具体的に以下の取組が想定されるため、これに留意されたいこと。

- ・薬剤師の地域偏在等を含む地域における医療等の現状と課題について、学生が総合的に理解するための授業を行うこと

- ・カリキュラム編成にあたっては、早期体験実習や臨床における実務実習において地域医療について学修する授業を行う等、地域医療に関する体系的な学修が可能となるよう配慮すること
- ・これらの授業の実施においては、大学と都道府県や関係団体が連携して行うこと

(5) 臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援

修学資金その他の支援については、改正告示第1条第6項に規定する「地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準」に該当する区域の都道府県が実施するもの又は当該区域の都道府県知事が認めたものに限られること。その他の支援とは、例えば、当該地域において臨床における実務実習を円滑に実施するための支援や当該地域の医療機関等への就職支援など、卒業生が当該地域に定着するための効果的かつ具体的な方策が想定されるため、大学と都道府県や関係団体が十分に連携して実施すること。また、臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、修学資金の貸与その他の支援の内容において、増加する入学定員等の人数の支援に必要な内容を含むものとしているので留意されたいこと。

(6) 国公立大学における取扱い

公立大学については、学校教育法第4条に定める学部等の設置の手続及び学校教育法施行令第26条第1項第3号に定める学則変更の手続のうち学部の学科の設置に係る届出並びに学部の学科の収容定員の変更を伴うものについては、私立大学と同様に取り扱うものであるため留意されたいこと。

また、改正後の内容については、国立大学についても、これに準ずること。

【本件担当】

文部科学省高等教育局医学教育課企画係

電話 03-5253-4111 (内線2509)

メールアドレス igaku@mext.go.jp

○文部科学省告示第三十四号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十九日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大學等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るもの）を除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に關しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十一年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一〇四 「略」

五 歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第五条及び第六条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

6|| 255 「略」

第一項第五号の規定は、法第四条第一項の認可の申請のうち臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするものをいう。以下同じ。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域にお

改 正 前

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大學等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るもの）を除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に關しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十一年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一〇四 「同上」

五 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

六 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（第五条及び第六条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

255 「同上」
〔項を加える。〕

第一項第五号の規定は、法第四条第一項の認可の申請のうち臨床薬学に関する学科（薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするものをいう。以下同じ。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更（以下「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請であつて、地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域にお

いて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
(平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。)

第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に基づき行おうとするもの（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、当該計画に当該大学の臨床薬学に関する学科に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）の増加として記載された人數の増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものに限る。）の審査については、適用しない。

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人數（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人數以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人數の増加

二 「略」
2・3 「略」

第四条 第一条第六項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のた

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和五年度に令和十年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人數（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人數以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人數の増加

二 「同上」
2・3 「同上」

〔条を加える。〕

めの教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第六項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあっては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

第五条
〔略〕

第六条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、薬剤師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあっては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合に、当該三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合に、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四条
〔同上〕

第五条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち、既設の医師、歯科医師、獣医師若しくは船舶職員の養成に係る学部若しくは学部の学科（以下この条において「医学部等」という。）又は既設の法科大学院を廃止し、その職員組織等を基に医学部等若しくは法科大学院の設置又は既設の医学部等若しくは法科大学院の収容定員増を行おうとするものについては、当該設置又は収容定員増をした後の当該医学部等又は法科大学院に係る入学定員等が、廃止する既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計（既設の医学部等又は法科大学院の収容定員増の場合にあっては、廃止する既設の医学部等又は法科大学院及び収容定員増を行う既設の医学部等又は法科大学院に係る入学定員等の合計）を超えない場合には、第一条第一項第五号及び第六号並びに前二条の規定にかかわらず、認可を行うことができる。ただし、廃止する、又は収容定員増を行う既設の医学部等に係る入学定員等に、第三条に基づく収容定員増を行った人数が含まれる場合について、当該収容定員増の趣旨の変更を伴わない設置又は収容定員増に限り認可を行うことができる。

2 「同上」

附 則

(施行期日等)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び次条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和七年四月一日前にされた令和七年度以降に行おうとする薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの（以下「臨床薬学に関する学科」という。）の設置及び臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則変更（次条において「臨床薬学に関する学科の設置等」という。）の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条及び第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

(経過措置)

第二条 前条第二項の規定は、令和七年度に行おうとする臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請のうち、令和五年十月一日において現に当該申請についての意思の決定及びその内容の公表（当該意思の決定を証する書類の刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により行われているものに限る。）並びに当該臨床薬学に関する学科の設置等をするた

めに必要な校舎等の施設又は設備の設置又は整備に関する契約の締結が行われているものに係る審査については、適用しない。

（検討）

第三条 文部科学大臣は、この告示の施行後五年を目途として、この告示による改正後の規定の施行の状況並びに地域及び社会における薬剤師の養成に係る需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるとときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一
部改正）

第四条 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和元年文部科学省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
3 （失効）	附則	

第一条第一項第六号及び第五条の規定は、令和十三年三月三十一日に限り、その効力を失う。

		改 正 前
3 （失効）	附則	

第一条第一項第六号及び第四条の規定は、令和十三年三月三十一日に限り、その効力を失う。

○文部科学省告示第三十五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和六年三月一日から施行し、平成十七年文部科学省告示第五十一号（学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件）は、令和六年二月二十九日限り、廃止する。

令和五年三月二十九日

文部科学大臣 永岡 桂子

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野